

121

# 視覚障害者が 安心して暮らせる地域を目指す

## 宮城県視覚障害者情報センター

令和6(2024)年6月現在



現在の施設は令和5(2023)年9月に開所した。

### 取組主体

宮城県

### 対象者・受益者

視覚障害者とその家族、地域

### 実施時期

昭和38(1963)年～

### 活動地域

宮城県全域

### キーワード

地域と障害者の共助、多様性

### 取組ポイント

宮城県の視覚障害者情報提供施設で、公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会が指定管理者として運営している。東日本大震災の経験から、視覚障害者向けの防災情報の発信に力を入れている。また、県内の行政職員や地域団体などに、障害理解の啓発のための出前講座を実施している。

## 取組の背景・経緯

- 1953年、県立図書館内に前身である日赤宮城点字文庫が創設され、点字図書の貸出を開始し、1963年に現在の敷地内に宮城県点字図書館が開設された。1957年に仙台点訳奉仕会（現：宮城点訳奉仕会）、1972年に宮城朗読奉仕会（現：宮城音訳奉仕会）が創設され、現在も点字図書・録音図書を製作している。
- 2009年から公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会が指定管理者として運営している。
- 2011年3月の東日本大震災では建物と所蔵図書に甚大な被害を受けたが、4月には奉仕員（ボランティア）の協力により利用サービスを再開した。施設内に社会福祉法人日本盲人福祉委員会による東日本大震災視覚障害者支援対策本部宮城県支部が設置され、沿岸地域などへの訪問支援の拠点となった。
- 身体障害者手帳の所持者のうち、視覚障害者団体に所属していたり点字図書館の利用者だったりする人は10数%で、潜在化している人のほとんどは中高年で視覚障害となった中途視覚障害者である。東日本大震災では、潜在化している視覚障害者に支援の手が届きにくい状況があった。必要な情報を主に視覚で得ていた人が視覚を失ったときに利用できる社会資源を障害者自身の「自助」に活かすこと、障害者自身が発信して支援を得ること、そして地域の人々が障害に理解を持つことについて、平常時から取組むための活動を行っている。

## 取組の概要

- 情報交流会 東日本大震災以降、地域に暮らす視覚障害者へのさまざまな情報提供を目的に県内自治体で交流会を開催している。2023年度は20か所(29回)実施した。
- 情報発信 毎月、情報誌を点字版・音声版等各種媒体で発行するとともにホームページ等でも情報発信を行っている。また、県内各地域の防災情報の点字版・音声版の製作協力も行っている。
- 講師派遣 地域で活動する点訳・音訳ボランティアの養成やフォローアップのための講師派遣を行い、ボランティアの確保と技術の向上に貢献している。
- 出前講座 地域団体や行政職員向けに行っている。視覚障害の基礎知識、視覚障害者への支援方法、東日本大震災時に視覚障害者が直面した問題など、障害の理解を広め地域共生社会を実現するための啓発活動を行っている。

## 工夫した点・特色

- 眼科や支援機関・団体と連携しての情報発信を行っている(仙台・宮城版スマートサイト)。
- 視覚障害への理解を深めるための出前講座では、視覚障害がどういう障害であるか、視野欠損、視野白濁、強度近視などの状態でどのような見え方をしているのか、不自由なことは何か、災害時にどのような困難があったのか、どのような配慮や支援が必要かを具体的に学べる内容としている。
- 避難所情報や浸水地域・避難所地図など市町村が発行している防災情報の点字版・音声版を無料で製作協力している。確実に視覚障害者の手元に届け活用してもらうため、配布方法の相談にも応じている。
- より広くボランティア活動を浸透させるため、県内各地域で活動する点訳・音訳ボランティア養成講座への講師派遣を行っている。

## 取組の効果

- 情報交流会を県内自治体ごとに開催していることから、交流の場として多くの人に認知されている。視覚障害者の外出・交流の機会の増加に寄与している。東日本大震災の教訓を含め防災情報の周知を行っていることから、災害に関する啓発の機会ともなっている。
- 出前講座により、日常生活での声かけや支援の仕方、災害時の配慮の視点などを理解し支援者となる人が地域で増えている。
- 2024年に開所した新施設にはオープン・スペースが新設され、視覚障害者だけでなく、車いすを使用している方やお子さん連れなど誰でも訪れることができ、今後の様々な交流が期待されている。



多くの人が参加する情報交流会



出前講座



施設内のオープン・スペース

## 利用者の感想 (情報交流会参加者)

- いろいろな方がいて心強く思う。
- 一人で歩いて来られる場所・時間がよかった。
- 初めてお会いする、他の参加者さんとお会いできてよかった。家にこもってはいけなかった。
- 同じ悩みを持つ人たちとの交流会に参加すると元気になり、いつも「今日も参加してよかった」と思える。
- それぞれ悩みや不安があり、一人では解決できない問題も多く、地域の力が必要だと感じた。  
(支援者)
- 外に出られたからこそ出会いや知識が得られる。いろいろと困難はあるが、生きづらくても必死に生きている人がいることを人々に知ってほしい。  
(家族)

## 連絡・問い合わせ先

宮城県視覚障害者情報センター  
〒980-0011仙台市青葉区上杉6-5-1  
TEL : 022-234-4047 FAX : 022-219-1642  
Email : miyagi-sikaku@nifty.com

\*掲載写真は宮城県視覚障害者情報センターからの提供によるもの

122

## 避難先での健康支援に尽力する



## 相双保健福祉事務所いわき出張所

令和6(2024)年6月現在



保健師・栄養士により復興公営住宅等で実施されている健康相談会

## 取組主体

保健師等

## 対象者・受益者

双葉郡町村・南相馬市からの避難者

## 実施時期

平成23(2011)年～

## 活動地域

福島県いわき市等

## キーワード

健康づくり、女性職員の活躍

## 取組ポイント

保健所は地域保健法に基づき都道府県等に設置される公的機関で、健康づくりや疾病予防の拠点となっている。保健師、歯科衛生士、栄養士などの専門職が業務を行っているが、女性の比率の高い職種である。被災地では、全国の自治体から派遣された職員も含め、被災者の健康維持に取り組んできた。

## 取組の背景・経緯

- 2011年3月の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、福島県では双葉郡や南相馬市などから全国各地に多くの被災者が避難した。浜通り地方のいわき市は地震や津波の被害を受けたが、双葉郡に隣接し気候も似ていることから、避難生活の場所としての希望が多かった。いわき市への避難者は、地震及び原発事故直後の3月25日には4,054人であったが、その年末にはおよそ22,000人となった。
- 避難者の保健福祉サービスを向上させるため、2011年9月、南相馬市にある相双保健福祉事務所から保健師2名が派遣された。2012年1月に相双保健福祉事務所いわき市駐在が設置され、4月には他県から派遣された保健師3名が追加配置された。そして6月に相双保健福祉事務所いわき出張所が開設された。
- 2013年3月当時のスタッフは、県職員である保健師、福祉担当職員、他県からの派遣保健師、県立病院看護師、臨時職員など27名が在籍し、ふくしまこころのケアセンターいわき方部センターの医師、臨床心理士、精神保健福祉士と協力の上での業務もあった。
- 出張所では、避難生活による生活習慣の変化による健康悪化の予防、継続した支援の必要な障害者（児）、高齢者、妊婦や母子のサポートなど、多種多様な保健サービス事業を避難者に提供してきた。

## 取組の概要

- 仮設住宅等の入居者の健康支援を、避難元自治体の意向を確認しながら巡回により行った（2011年9月から2012年12月までに延べ2,764世帯7,795人を訪問）。
- 仮設住宅集会所等で、栄養・歯科・生活習慣病・感染症予防・健康体操などの健康教室、健康相談を開催した（2012年12月までに延べ104か所で行った）。
- 保健所業務に並行して避難者支援業務を行った。一人ひとりの避難者に対して、避難元自治体といわき市との調整を行い、健康支援の体制づくりを推進した。支援者の疲弊や燃え尽き防止のために「支援者への支援」も行った。
- 震災前に施設入所していた障害者（児）や高齢者等「要支援者」の生活支援を行った。

## 工夫した点・特色

- 2011年11月、当面の目標と業務内容を定めた支援方針を策定してから事業を開始した。避難者への健康調査と分析を行うことにより強化すべき支援を策定し、次のフェイズの課題の予測を行った。
- 保健所としての業務だけでなく、法令上は市町村が行う業務も市町村に代わって実施したり、いわき市役所で実施される事業に職員を派遣したり、様々な業務を特例的に行った。
- 当初は保健指導等を必要とする避難者に敬遠されることもあったが、避難元自治体からの依頼で行っていることを説明するなど根気強く接触し、必要なサービスに結び付けた。
- 訪問による健康状況調査の結果は分析を行い次の支援に繋げ、避難元自治体にも提供した。引きこもりがちになることでの運動不足、食生活の変化などもあり、食事や運動の指導を強化した。
- 避難者同士が交流を持ちながら健康的な生活を送ることができるよう、健康づくり教室や介護予防教室など集団でのイベントを開催した。

## 取組の効果

- 復興公営住宅での集団による健康づくり事業、介護予防事業は、新たな地域コミュニティを作る効果も得られた。自主的に現在まで継続しているサークル活動等もある。
- 高齢により集団での健康教育事業への参加が難しい避難者には個別訪問等を行っている。関係機関との連携、新たなサービスの提供など、途切れない支援を継続している。
- 避難元自治体やいわき市及び関係機関との連携により、避難をしても必要な保健福祉サービスを受けられる体制となっている。

## 2024年現在の活動

震災から13年が経過したが、現在もいわき出張所の業務は続いている。

- 復興公営住宅入居者が高齢になり、健康へのサポートだけではなく孤立防止も重要課題となっている。集団での健康教育・健康相談への参加が困難になった被災者への個別巡回訪問を行っている。
- 集団での健康づくり事業や介護予防事業の需要のある公営住宅では継続的に支援ができる体制をつくっている。
- 乳幼児健康診査の事後支援事業として「あそびの教室」や「言語聴覚士による幼児相談会」を開催している。当時子どもたちが親世代になっている中で、次世代の子育て支援事業を展開している。
- 帰還する人に対しては、必要な支援が途切れることのないよう、関係自治体との調整を行っている。帰還する地域の復興の状況がそれぞれであることから、ニーズに沿った伴走型支援を行っている。

## 連絡・問い合わせ先

**福島県相双保健福祉事務所いわき出張所**  
〒970-8026福島県いわき市平字梅本15番地 福島県いわき合同庁舎3階  
TEL : 0246-24-6118 (代表) FAX : 0246-24-6072

\*掲載写真は相双保健福祉事務所いわき出張所からの提供によるもの